

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和 7 年 1 月 8 日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特庁契第 1005 号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 71

(2) 購入等件名及び数量

通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和 8 年 3 月 27 日

(5) 履行場所 東京湾海上交通センターほか 7

箇所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本入札は総合評価落札方式により行うので、入札説明書に記載された総合評価に関する書類を受領期限までに提出すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（電子証明書）を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先 政府電子調達（G E P S）

<https://www.geps.go.jp/> 電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒100－8976 東京都千代田区霞が関 2－1－3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室 第二契約係 干場 勘嗣 電話 03－3591－6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等（入札説明

書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードすること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する。)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和7年2月7日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和7年3月17日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和7年3月18日 13時20分 場所は海上保安庁入札室

4 その他

(1) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

(5) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の

中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HATTORI Maki, Director General, Administration Department, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 71

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.: Construction of the environment for running Interface of Traffic Report and migration to it, etc

(4) Fulfillment limit: 27.March.2026.

(5) Fulfilment place: Tokyowan Vessel Traffic Service Center and 7 places

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A or B level of interest in Offer of service in Kanto · Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022・2023・2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.

(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00,17.March.2025.

(8) Contact point for the notice: HOSHIBA Kanshi,
2nd Contract Section, Contract and Accounts
Office, Budget Division, Administration
Department, Japan Coast Guard, 2-1-3,
Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan.
TEL 03-3591-6361 ext. 2831

入 札 説 明 書

(総合評価落札方式)

契約番号： 特庁契第 1005 号

契約件名： 通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－ 1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－ 1 紙入札方式参加願
- 様式－ 2 紙契約方式承諾願
- 様式－ 3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－ 4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－ 5 期間委任状
- 様式－ 6 都度委任状
- 別添 1 情報保全に係る履行体制に関する誓約書
- 別添 2 情報保全に係る履行体制に関する資料
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 海上保安庁航路標識機器等技術調査願
- 別冊 総合評価基準

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和7年1月8日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年1月30日（環境構築・移行の部）

令和8年3月27日（改修・調整の部）

(4) 履行場所

東京湾海上交通センターほか7箇所

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁交通部整備課 森下

03-3591-6361

（内線6781）

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願を提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 技術審査の対象であるため、証明書等の受領期限までに上記2（5）に技術審査の書類を提出し、同審査に合格した者であること。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
 電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
 ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接 5 (2) の契約係担当者に手渡すこと。
 直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に 5 (2) にその旨を連絡すること。
 なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年2月7日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

- 電子調達システムにより入札参加する場合
- ・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
 - ・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）
 - ・海上保安庁航路標識機器等技術調査願（提出先上記2（5））
 - ・情報保全に係る履行体制に関する誓約書（提出先上記2（5））
 - ・情報保全に係る履行体制に関する資料（提出先上記2（5））

- 紙入札により入札参加する場合
- ・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
 - ・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））
 - ・海上保安庁航路標識機器等技術調査願（提出先上記2（5））
 - ・情報保全に係る履行体制に関する誓約書（提出先上記2（5））
 - ・情報保全に係る履行体制に関する資料（提出先上記2（5））

- (6) 証明書等審査結果の通知
 4(1)により提出された証明書等の審査結果を、 令和7年2月25日 までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 干場 勘嗣

TEL 03-3591-6361 内線 2831

jcg-yoshitsu_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp

- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和7年1月8日 から 令和7年2月7日 まで

- (4) 入札書及び総合評価に関する書類の提出期限及び提出場所

入札書 令和7年3月17日 17時00分 （提出先上記5(2)）

総合評価に関する書類 令和7年2月25日 17時00分 （提出先上記2(5)）

- (5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

- a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
- b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
- d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。
入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長）○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時： 令和7年3月18日 13時20分

場所： 海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であって、支出負担行為担当官が本入札説明書で指定する、性能、機能等の要件のうち必須とした項目について基準を全て満たしている提案をした入札者の中から、当該入札者の申込みに係わる性能等の各評価項目の得点（以下、「得点」という。）について、下の式に得た数値の最も高い者を落札者とする。

計算式： 基礎点×（1－入札価格÷予定価格）＋付加点

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定するものとする。

- ③ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合

電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合

その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

- ④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

- ⑤ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、契約担当官等の行なう調査、事情聴取等に協力しなければならない。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。

- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。

①天災

②広域・地域的停電

③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。

- (11) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

- (11) ① 6. その他（3）に規定する契約の相手方となろうとする者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、上記2（5）（以下、担当原課）が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する誓約書」（別添1）及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」（別添2）を提出し、同意を得た後、当該仕様書を受領するものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。
- （受注後、確保すべき履行体制）
- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
 - ・担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

入 札 書

一金

ただし 通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

1. 発注件名 通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

○宛 先：海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件 名：通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会 社 名 等
部 署 名
確 認 者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

※最下段の担当者連絡先等は押印の有無に限らず必ず記載すること。

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。
【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)
※今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。
※上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)
電話番号:
メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について
上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名)：
担当者(会社名・部署名・氏名)：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
下記の権限を委任します。

委任期間 年 月 日から

 年 月 日まで

委任事項

年 月 日

委任者 住所

 商号又は名称

 代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

様式 6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名:通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

記

1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添情報取扱者名簿に定める。

2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 海上保安庁交通部整備課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要があるが生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。

海上保安庁交通部整備課長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿

※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

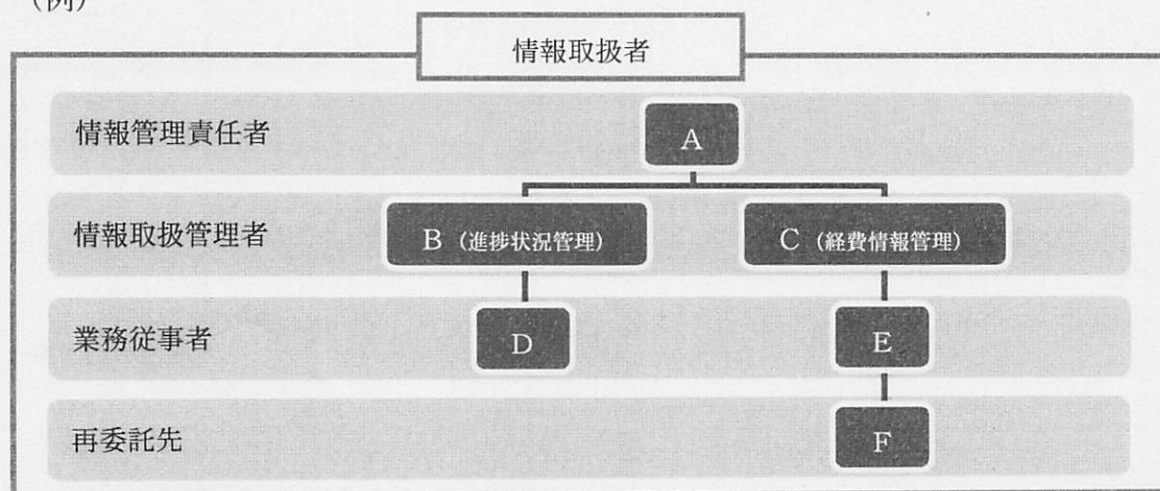
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

令和 年 月 日
(提出年月日)

海上保安庁交通部整備課長 殿

競争参加者の

住所

氏名

印 (またはサイン)

海上保安庁航路標識機器等技術調査願

- 1 調達物品名 (入札広告等に明示された契約件名)
- 2 提出資料 (調査項目の番号及び項目名)
 - (1) 品質管理体制
 - (2) 製造工程及び工程管理
- 3 連絡員の氏名及び電話番号

通報インターフェース装置 稼働環境構築・移行等業務

総 合 評 価 基 準

令和6年12月

海 上 保 安 庁

1. はじめに

本資料は、海上保安庁が調達する通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務に対する機能・性能、技術能力及びアフターサービスに対する総合評価についての基準を示すものである。

2. 要求要件について

(1) 必須の要求要件

調達物品の必須の要求要件については、当庁が作成した「仕様書」に基づき、最低限の要求要件を満たしているか否かについて評価を行うためのものであり、この要求要件を満たさないものは不合格とする。

(2) 必須以外の要求要件

必須以外の要求要件については、当庁が必要度、重要度に照らし合わせ設定したもので、この要求要件による可否の判定は行わない。

3. 得点の付与方式

(1) 基礎点（72点）

必須の要求要件において、明示された最低限の要求要件を満たしている場に基礎点を付与する。

(2) 付与点（28点）

必須以外の要求要件については、「評価項目配点表」に示された加点基準によって点数を付加する。

4. 性能等評価点の集計方法

100点を満点とし、基礎点72点に「評価項目配点表」に基づいて付加された点数を合計し、性能等評価点とする。

5. 算出方法

総合評価点＝基礎点×（1-入札価格÷予定価格）＋付加点

「通報インターフェース装置 稼働環境構築・移行等業務」標準評価項目

1 評価方法

(1) 基礎点

調達物品の必須の要求要件については、当庁が作成した「仕様書」に基づき、最低限の要求要件を満たしているか否かについて評価を行うためのものであり、この要求要件を満たさないものは不合格とする。

(2) 付加点

必須以外の要求要件については、当庁が必要度、重要度に照らし合わせて設定したものである。

2 評価項目配点表

中項目	小項目	評価要素	必須項目	付与		備考
		項目				
基 礎 点	必須項目	仕様書を満足しているか。		72.0		
付 与 点 (加 点 措 置)		付加点内訳に示された加点基準によって点数を付加			28.0	
合 計				100.0		
【付加点内訳】						
1. 機能・性能 配点0.0	①操作性	評価は行わない。			-	
	②設計性能	評価は行わない。			-	
	③接続性	評価は行わない。			-	
	④設計信頼性	評価は行わない。			-	
	⑤環境条件	評価は行わない。			-	
	⑥構成・機能	評価は行わない。			-	
	中計				0.0	
2. 技術能力等 配点11.0	①設計製造体制	別紙による。			4.0	
	②品質管理体制	別紙による。			2.0	
	③納入実績	別紙による。			4.0	
	④資格の保有	別紙による。			1.0	
	中計				11.0	
3. アフターサービス 配点7.0	①保守部品の供給体制	評価は行わない。			-	
	②保守体制	別紙による。			4.0	
	③教育訓練体制	別紙による。			1.0	
	④保証条件等	別紙による。			2.0	
	中計				7.0	
4. ワーク・ライフ・バランス推進等 配点5.0点	関係通達に基づく取組	別紙による。			5.0	
	中計				5.0	
5. 公的個人認証及び電子入札の推進 配点3.0	関係通達に基づく取組	別紙による。			3.0	
	中計				3.0	
6. 賃上げの実施を表明した企業等に対する加点 配点2.0	関係通達に基づく取組	別紙による。			2.0	
	中計				2.0	
付与点合計					28.0	

「通報インターフェース装置 稼働環境構築・移行等業務」評価項目配点表

中項目	小項目	分類	評価要素		必要な提出書類		
			項	目			
1. 基礎点	必要条件		仕様書を満足している		72		
	中 計				72		
2. 技術能力等	①設計・製造体制	設計・製造体制	納入する装置の工程管理体制に対し、ISO9001の認証を受けている。		2	証明書写し	
			満 点		2		
		組織内の情報セキュリティ	ISO/SEC27001に基づく、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証を受けている。		2	証明書写し	
			満 点		2		
		小 計				4	
	②品質管理体制	品質管理及び検査体制	検査要領、工程及び検査項目が明確である。 (測定項目別に整理された検査要領書及び検査表がある)		1	要領書、工程表、検査項目一覧、体制表	
			検査実施場所及びその設備は自主設備である。		1		
			満 点		2		
		小 計				2	
		③納入実績	納入・製造実績	同等機種の納入・製造実績がある		3	図面、設計書、証明書写し
	実績はないが、設計図書で納入・製造機の能力の確保がで			2			
	満 点			3			
	国内における納入実績		国内の官庁等に納入実績がある		1	証明書写し、納入先、台数	
			満 点		1		
			小 計				4
	④資格保有	CSPの資格保有	規定するCSPが定める認定資格の保有者を情報取扱者に含		1	証明書写し	
			満 点		1		
		小 計				1	
中 計					11		
3. アフターサービス	②保守体制	営業時間内（平日昼間）において技術者に連絡を取るのに要する時間	メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が1時間以内		2	体制表、主要な責任者、保守を代理店が行う場合は、代理店証明	
			メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が2時間以内		1		
			満 点		2		
		営業時間外（休日、夜間等）において技術者に連絡を取るのに要する時間	メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が2時間以内		2	体制表、主要な責任者、保守を代理店が行う場合は、代理店証明	
			メーカー技術者と連絡が取れるまでに要する時間が3時間以内		1		
			満 点		2		
			小 計				4
	③教育訓練体制	教育訓練体制	外部に対する研修が可能な職員を育成する社内体制がある。		1	体制表、主要な責任者	
			満 点		1		
		小 計				1	
	④保証条件等	無償保証修理期間（人的瑕疵、地震、雷、火災及びその他天災地変を除く。）	履行完了後無償保証修理期間が3年以上		2	証明書写し	
			履行完了後無償保証修理期間が2年以上		1		
			満 点		2		
		小 計				2	
中 計					7		

「通報インターフェース装置 稼働環境構築・移行等業務」評価項目配点表

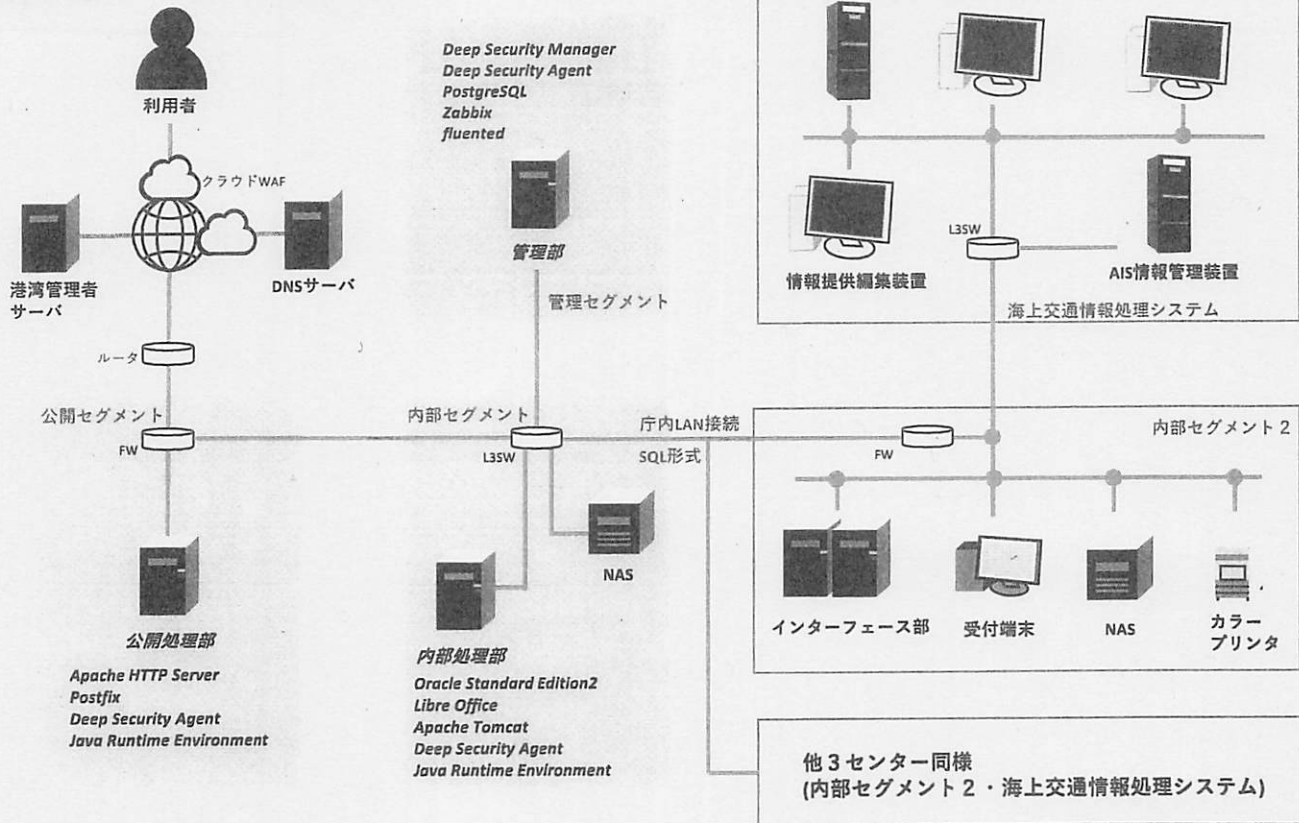
中項目	小項目	分類	評価要素		必要な提出書類			
			項目	配点				
4. ワーク・ライフ・バランス等推進	認定関係法に基づく取組	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	女性活躍推進法に基づくプラチナの認定を受けている。	5	認定等確認通知書			
			女性活躍推進法に基づく3段目の認定を受けている。	4				
			女性活躍推進法に基づく2段目の認定を受けている。	3				
			女性活躍推進法に基づく1段目の認定を受けている。	2				
			満点	5				
		小計	5					
		次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定）	次世代法に基づく「プラチナくるみん」認定を受けている。	4				
			次世代法に基づく「くるみん（新基準）」認定を受けている。	3				
			次世代法に基づく「くるみん（旧基準）」認定を受けている。	2				
			満点	4				
			小計	4				
		若者雇用推進法に基づく認定	若者雇用促進法に基づく認定を受けている。	4				
			満点	4				
			小計	4				
		中計 ※複数該当の場合は最も高い点を採用				5		
5. 公的個人認証及び電子入札の推進	情報システムに係る調達等における認定事業者	公的個人認証法又は同法施工規則に基づく認定	認定事業者に該当する。	1	認定書及び申立書等			
		官民データ活用推進基本法及び公的個人認証法に定める証明証の利用状況	公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者に該当する。	2				
			認定事業者及び公的個人認証サービスを用いた電子入札事業者の両方に該当する。	3				
			満点	3				
			小計	3				
		中計				3		
		6. 賃上げの実施を表明した企業等に対する加点	賃上げの実施を表明した企業等	給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加		令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】※1、2	2	（大企業） ・従業員への賃金引上げ計画の表明書 （中小企業） ・従業員への賃金引上げ計画の表明書 ・法人税申告書別表
令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】※1、2	2							
	満点			2				
	小計			2				
中計				2				
合計				100.0				
※1 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙1の1又は別紙1の2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。 また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。 ※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。 なお、本項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、下記に定める期限までに契約担当官等に提出するものとする。 具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙2）の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（別紙1の1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。 また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙3）の「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※3及び4）。暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。 ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合には、契約担当官等へ提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長するものとします。 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。 ※3 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙2の「合計額」と、暦年単位の場合は別紙3の「支払金額」とする。 ※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。 この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙4のとおりである。 上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1点大きな配点）の減点を行う。								

【機2】 通報インターフェース装置稼働環境構築・移行等業務発議について

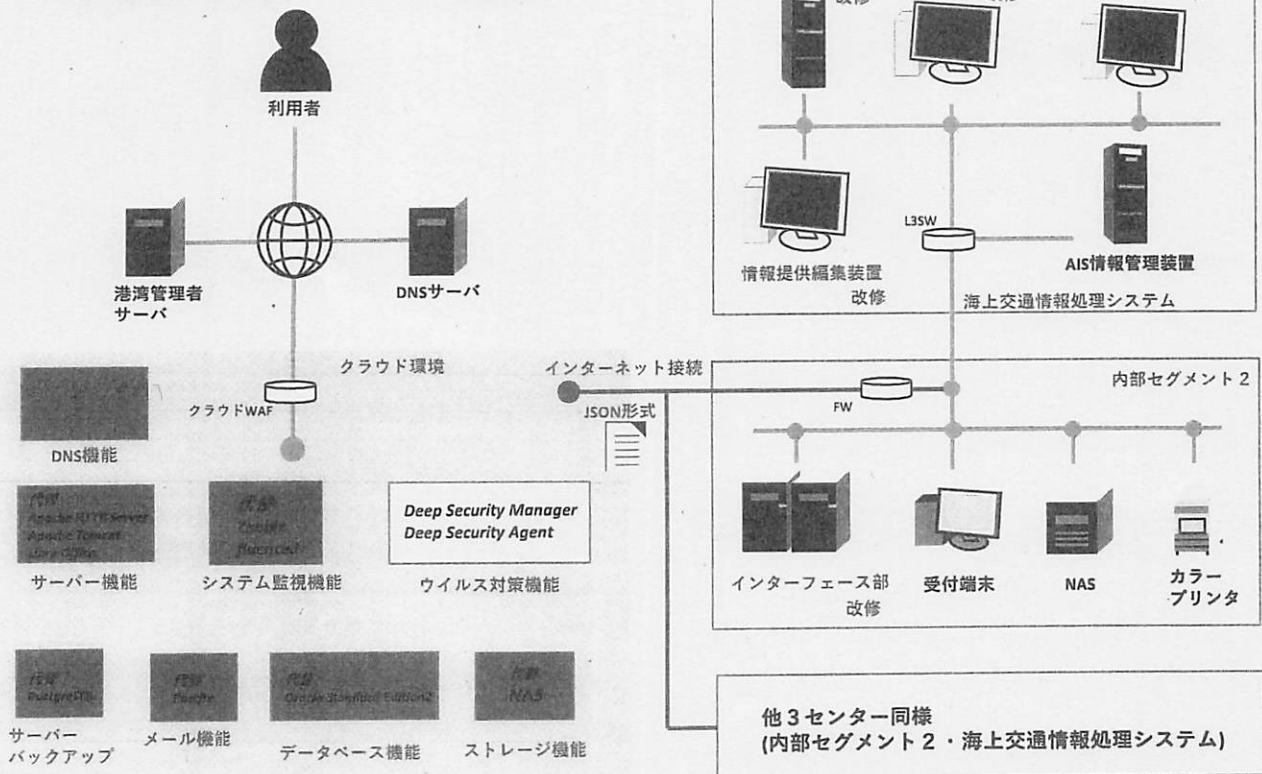
別添

本件は、現在東京湾海上交通センターに設置されている、航路通報・事前通報を電子申請により自動的に受理する装置(インターフェース装置)の一部機能をクラウド上に移行するものです。

現在のシステム構成



移行完了後システム構成



デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の実施要領に係るQ & A

【目的・趣旨】

Q 1. なぜ情報システムに係る調達においてスタートアップ企業の調達機会を拡大する必要があるのか。

A 1. 情報システムに係る技術は（ある程度成熟した分野に比べ）進歩・進化が早く、特定の技術に特化したスタートアップ企業が最新の技術を有しているといったことも少なくないが、国の情報システムに係る契約の受注は従来からある大企業が多くを占めている現状がある。特殊な技能や高い技術力を要する契約において、そのような技術を有するスタートアップ企業が入札に参加することは、調達の目的に資するものであるとともに、公共調達の受注実績を踏まえてスタートアップ企業が成長することによって大企業の寡占状態が解消され、多種多様な民間事業者によるサービスが国民に提供されることにもつながるものと考えている。

【取組の対象】

Q 2. 全ての情報システムに係る契約において加点する必要があるのか。

A 2. 国の情報システムの整備又は運用に係る調達のうち、特殊な技能や高い技術力を要する契約においてスタートアップに係る加点項目を設けることとしている。

Q 2-1. 「特殊な技能や高い技術力を要する契約」とは、具体的にどのような技能、技術力のことか。

A 2-1. UI・UX に優れたもの、モダン化に必要な技能、AI を活用する技術等がスタートアップが保有する技術として想定されるが、一般に総合評価落札方式の対象となる情報システムの調達案件は高度な技術等を必要とするものであって、本取組の対象になると考えている。

Q 2-2. 特殊な技能や高い技術力を要する情報システムの調達については、全て本取組の対象とする必要があるのか。

A 2-2. デジタル・スタートアップを評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じる調達、例えば、複数年度に渡る大規模案件で受注業者の体制や体力が重要な要素となる調達等は、本取組の対象外と考えている。

Q 3. 情報システムの整備及び運用に係る調達にはどういったものが含まれるか。

A 3. 情報システムの設計・開発や運用保守だけでなく、整備に必要な事前の調査研究や、運用に必要な物品の借入れ・購入等も含まれるが、そのうち特殊な技能や高い技術力を要する案件が加点措置の対象となる。

Q 4. 本取組の対象となるのは総合評価落札方式のみか。

A 4. 実施要領は総合評価落札方式に関する評価方法を定めるものである。企画競争の評価項目は各省各庁において任意で定めるものであるため、実施要領として定めてはいないが、企画競争を行う際にも、スタートアップ企業を評価する項目を設けていただきたいと考えており、まずはデジタル庁内において試行的に導入し、その結果を踏まえて各省各庁に取組の拡大をお願いすることを検討している。

【取組の主体】

Q 5. 本取組の対象となるのは、国の機関だけなのか。

A 5. 国の機関だけであるが、独立行政法人等においても、総合評価落札方式により情報システムに係る調達を行う際は、同様の加点措置を行っていただくことが望ましいと考えているため、各府省のご判断により所管法人に実施要領を共有いただく等していただきたいと考えている。

【加点の対象】

Q 6. 加点対象となるスタートアップ企業はどのように判断すればよいのか。

A 6. ①中小企業基本法に規定する中小企業者であること、②設立 10 年未満（契約の内容によっては 15 年未満）、③先進技術等をもって主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること、の 3 要件を満たす事業者を加点の対象とすることとしている。③については、J-startup に選定されている等、他のスタートアップ支援措置の対象となっている場合は、既に③の要件が確認されているものであるため、どのような支援措置の対象となっているかを確認し、他の支援措置の対象となっていない場合は、③の要件を満たすことを任意の様式で説明させ、記載事項に誤りがなければ加点の対象とされたい。

Q 7. 大企業の子会社等、いわゆるみなし大企業についても加点の対象となるのか。

A 7. 情報システムに係る調達においては、多重下請け構造となっていることが多く、下請けとして参加していた企業が独立して入札に参加することも促進したいと考えているため、加点対象から外すことはしていない。

Q 8. 設立とはどの時点を目指すのか。個人事業主の場合はどの時点を目指すのか。

A 8. 対象となる契約の内容を踏まえれば、法人が対象になるものと考えており、法人としての登記がされた時点をもって設立とする。個人事業主が排除されるものではないため、個人事業主の場合は税務署に提出する開業届等で確認されたい。

Q 9. 調達案件の内容や性質等を踏まえ、設立から 15 年未満の企業も対象とすることができるとあるが、どのような場合に 15 年とするのか。

A 9. 例えば情報システムに係る調達の中でも設計・開発業務等は、受注業者においてフォロー体制を整備する必要がある等、比較的企業の体力が求められるものであり、こういった業務に係る調達案件においては、設立 10 年以上であっても加点措